



きょうと教組
 日本教職員組合
NEWS LETTER

2022年2月15日発行 No.166
 京都府教職員組合 小鍛治 啓
 Kyoto School Staff Union
 Tel:075-252-6771
 Fax:075-252-6772
<http://kyoto-union.net>


定年引き上げに係る府教委交渉

働き続けられるための

業務削減・条件整備を！！



国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされることを踏まえ、地方公務員の定年についても、国家公務員と同様に段階的に引き上げるための条例改正が必要であり、京都府においては6月議会で条例を改正するための準備がすすめられています。今回、現在の検討状況や課題を明らかにするため、2月4日に京都府教育委員会と交渉をもちました。

京都府の現在の検討状況の概要は以下の通りです。

1 定年引き上げのスケジュール

2023年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、2031年度に完成

現在63歳定年の現業職員については、2029年度から1歳ずつ段階的に引き上げ、

2031年度に完成

1963年4月1日生まで	現行どおり
1963年4月2日～64年4月1日生	→ 61歳定年
1964年4月2日～65年4月1日生	→ 62歳定年
1965年4月2日～66年4月1日生	→ 63歳定年
1966年4月2日～67年4月1日生	→ 64歳定年
1967年4月2日生から	→ 65歳定年

2 60歳に達した職員の給与について

当分の間、60歳前の7割水準に設定される。期末・勤勉手当は、60歳前の職員と同じ支給月数で算出され、諸手当についても再任用職員に支給されない手当も支給されるため、現在の再任用と比較すると（教育職2表2級145号給の場合）年収で約109万円の

増となる。

3 退職手当について

60歳（現業職員は63歳）に達した年度以降、その者の非違によることなく退職した場合、自己都合でも定年として扱うので現行よりも減額とはならない。

4 定年前再任用短時間勤務制の新設

60歳以降に退職した職員を本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる。任期は常勤職員の定年退職日に当たる日まで。勤務時間、給与のしくみ等は現行の再任用制度（短時間勤務）と同様。

ただし、現行の短時間再任用と同様、定数と国庫負担の関係で希望しても短時間勤務がかなうかどうかは大きな課題。

5 暫定再任用制度について

定年が段階的に引き上げられる期間において、65歳まで再任用できるよう現行の再任用制度と同様のしくみが残る。

6 役職定年制の導入

管理職について、原則60歳に達した日以降最初の4月1日までに、非管理職に降任または転任させる。具体的にどのような役割を果たしてもらうかは検討中。他府県の動向を注視したい。校長・副校長・教頭・事務長が対象となる予定。

7 50歳代後半の昇給見直しについて

勤務成績が「良好」では昇給しない形にしたい。56歳で教育職2表2級140号給の場合、月例給で合計81000円、退職手当で5万円の減となる計算。2023年1月1日実施予定。

組合からは、国庫負担の問題があるのは理解するが60歳以降の多様な働き方を保障するために、希望する教職員については定年前再任用短時間勤務ができるようなしくみや新たな職の創設をすべきだということ、定年引き上げの対象となる教職員について、制度設計ができしだい、丁寧な情報提供をすべきだということ、これを契機に学校の働き方改革が少しでも進む方向で取り組むことを申し入れ、国から条例（例）が示された段階で、さらに交渉をもつことを確認した。

*不明な点は 書記局に問い合わせてください